



厳格化する中国固体廃棄物管理下における企

Q 近年の中国は固体廃棄物の監督管理をますます重視しており、2018年の「生態環境保護の全面強化及び汚染防止堅塁攻略戦の断行完遂に関する中共中央国務院の意見」に象徴されるように、中国の固体廃棄物管理政策はあらゆる面で強化が図られてきました。さらに、20年4月29日には、固体廃棄物環境汚染防止法の全面改正が行われ（20年9月1日施行。以下「新固廃法」、それ以前の同法を「旧固廃法」という）^{注1}、各政府機関共同の監督管理制度が整備されるとともに、固体廃棄物処理の各段階における行為者の責任が強化・具体化され、処罰も大幅に厳格化されました。

このように、固体廃棄物をめぐる中国の法令・政策が大きく変わりゆく中、企業としては、コンプライアンスに関してどのような点に注意すべきでしょうか。

A 1. 工業固体廃棄物の監督管理

(1) 固体廃棄物汚染防止施設建設に対する企業環境保護竣工自主検収

17年8月の「建設プロジェクト環境保護管理条例」の改正まで、建設プロジェクトの環境保護竣工検収は、環境保護機関の行政許可事項とされていましたが、同条例の改正により、建設者（中国語「建設単位」）において自ら環境保護竣工検収を行う自主検収制度へと改められました。また、旧環境保護部が17年11月に公布した「建設プロジェクト竣工環境保護検収暫定弁法」において、固体廃棄物汚染防止施設の建設が付帯する建設プロジェクトに関しては、新固廃法の改正まで、環境保護機関が竣工検収を行うものと定められました。

これらの規定は新固廃法18条に踏襲され、固体廃棄物汚染防止施設の検収を行う主体は建設者であることが法律上明確化されました。それゆえ、当該施設を建設する企業においては、これまでどおり自主検収を行わなければなりません。

(2) 工業固体廃棄物排出者の汚染防止責任

これまで、環境保護機関が取締活動を実施するたび、不当な固体廃棄物処理が発覚して行政罰・刑事罰に付される企業が少なくありませんでした。これを受け、新固廃法36条は、工業固体廃棄物排出者（以下「排出者」という）に対し、その産出・収集・貯蔵・保管・輸送・利用・処分全過程にわたる汚染防止責任制度を確立・整備することのほか、事後的な追跡・照会のため、工業固体廃棄物管理台帳を作成して、その種類、数量、動向、保管、利用、処分等の情報を正しく記録することも要求していますので、企業においては、これら一連の義務の履行に注意する必要があります。

(3) 工業固体廃棄物輸送等委託時の注意事項

前項で述べた排出者汚染防止責任制度と関連して、新固廃法39条は、排出者に対し工業固体廃棄物の輸送、利用又は処分を他人に委託する場合においては、その受託者の主体適格と技術的能力を確認することのほか、その受託者との間において汚染防止の要求について定めた契約を書面により締結することを求めています。この義務に違反した産出単位は、環境保護機関により同法102条9号に基づいて処罰され^{注2}、環境の汚染又は生態の破壊が生じたときは、受託者と連帯して責任を負うことになります。

(4) 排出許可制による工業固体廃棄物の監督管理

従来の中国では、大気と水質の汚染のみにつき排出許可管理が行われていましたが、18年11月の汚染物質排出許可管理条例（草

案意見募集稿）において、工業固体廃棄物が排出許可申請を要する汚染物質に追加されました。このような経緯から、新固廃法は、工業固体廃棄物を排出許可制度による管理の対象とすることを法律上明らかにしました。

それゆえ、工業固体廃棄物の排出者においては、新固廃法39条、生態環境部の「固定汚染源汚染物質排出許可分類管理目録（2019年版）」及び「固定汚染源汚染物質排出許可の整理及び2020年汚染物質排出許可証書発行登録業務の完遂に関する通知」に基づいて、所在地の環境保護機関に必要な文書を提出して汚染物質排出許可証を申請し取得すること、自社が排出する工業固体廃棄物の種類、数量、動向、保管、利用、処分等に関する情報のほか、その排出を減じ综合利用を促進する具体的な措置について報告を行うこと、又、既にその許可を得ている企業においては排出許可の変更を適宜行うことがそれぞれ望まれます。

2. 危険廃棄物の管理

(1) 危険廃棄物排出者の管理台帳作成義務

危険廃棄物排出者も、新固廃法78条に基づき危険廃棄物管理台帳を作成の上、関連する情報を正しく記録しなければならず、また所在地の環境保護機関に対し、同法16条に基づき危険廃棄物の種類、産出量、動向、保管、処分等に関する資料をもって正しく申告を行わなければなりません。これに違反したときは、同法112条13号に基づく行政処罰の対象となります^{注3}。

(2) 医療衛生機関・医療廃棄物集中処分業者の義務

新固廃法90条は、医療廃棄物を特殊な危険廃棄物と位置付け、管理の対象とすることのほか、医療衛生機関及び医療廃棄物集中処分業者の義務を明確化しました。したがって、これらの機関・業者においては、医療廃棄物の管理に関する特別規定^{注4}等を遵守しなければなりません。

(3) 危険廃棄物取扱者の保険加入義務

中国では、環境高リスク領域において環境汚染強制保険制度の試験的な導入が進められつつあり、新固廃法99条により、環境汚染強制保険に関する規定が法律上初めて定められました。したがって、危険廃棄物の収集・保管・輸送・利用・処分を行う事業者は、環境汚染保険へ加入する義務の履行に注意しなければなりません。

3. 電気電子等製造者責任拡張制度の導入

製造者責任拡張制度は、16年の国務院弁公庁「製造者責任拡張制度普及案」に由来し、新固廃法66条は、法律として初めて電気電子、鉛蓄電池、自動車用動力電池等の製品にこの制度を導

業コンプライアンスの注意点

金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons) 中国弁護士
中国政法大学大学院 特任教授 劉新宇

入しました。同条により、これらの製品の製造者には、製品の販売量に応じた廃棄製品の回収体系を確立するとともに、その回収・利用の状況を社会に対して公開することが求められます。それゆえ、電気自動車の修理店をはじめ廃棄動力電池、廃棄電気電子、廃棄鉛蓄電池などを産出する企業においては、違法な固体廃棄物の収集・移転・処分により罰せられることがないように、これら廃棄物の管理を強化し、製造者にその回収・利用をさせなければなりません。

4. 固体廃棄物関連の違法行為全般に対する厳罰化

新固废法は新たな罰則を新設したほか、罰金額を全般的に引き上げ(500万円又は処分に必要な費用の5倍まで)、日割連続処罰の類型及び違法行為を行った法定代表者その他責任者に対する行政拘留を追加し、違法な収集・保管・輸送・利用・処分の対象となった固体廃棄物及び施設・設備・場所・道具・物品に対する差押え・押収に関する明確な規定も定めました。これらの厳罰化により、制裁を受けた場合には多大な負担となることから、企業においては特に注意する必要があります。

5. 固体廃棄物に対する越境的監督管理

固体廃棄物には再利用可能なものも含まれ、かつては中国でも古着や中古電気機械製品などの輸入・再加工が行われていました。しかし17年には、国務院弁公庁の「外国ごみ輸入禁止及び固体廃棄物輸入管理制度改革推進実施案」により、外国からの中古品や廃棄物の持込みの全面禁止、輸入固体廃棄物の管理制度の整備及び固体廃棄物の回収利用管理の強化が要求され、さらに今回の法改正で、固体廃棄物輸入全面禁止の段階的な実現が明確化されました。

(1) 行政法の観点からのリスク

新固废法115条1項は、中国国外の固体廃棄物を中国国内に輸入する行為につき、税関による返送命令のほか、50万元以上500万元以下の罰金に処するものとし、改正前と比較して罰金額を5倍にまで引き上げました。固体廃棄物を輸入して税関により行政処罰に処された企業は、信用喪失企業に格下げとなるリスクが高く、33の政府機関による共同懲戒の対象とされ、その事業には極めて深刻な影響が及ぶこととなります。また、新固废法116条は、中国を通過する危険廃棄物の不法な移転に対し、税関による返送命令のほか、50万元以上500万元以下の罰金に処するものとし、罰金額を改正前の10倍に引き上げ、規制の強化を図っています。

他方、運送請負人の責任については、旧固废法において、固体廃棄物の輸入者が不明な場合に限り、運送請負人がその返送の責任を負い又はその処分の費用を負担するものとされていたのに対し、新固废法115条2項は、固体廃棄物の返送又は処分につき、運送請負人も輸入者と連帯して責任を負うものと定めたため、運送請負人は、輸入者が明らかな場合もこれらの責任を問われることとなりました。

(2) 刑事法の観点からのリスク

輸入が禁止された固体廃棄物に関し、「密輸刑事事件の処理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民

検察院の解釈」は、国が輸入を禁止した非危険性の固体廃棄物又は液体廃棄物の密輸量が個別に又は合計で5トン以上25トン未満であること、又は国が輸入を禁止した危険性の固体廃棄物又は液体廃棄物の密輸量が個別に又は合計で1トン以上5トン未満であることを「重大な情状」として定めていますので、これらの事情が存する場合、刑法152条の廃棄物密輸罪が成立します。

こうして固体廃棄物の輸入により刑事責任を問われた企業は、税関企業信用管理弁法に基づき信用喪失企業へと格下げとなるほか、各政府機関の共同懲戒措置が発動され、その法定代表者、董事、監事及び高級管理職も種々の制約を受けることとなります。

6. 企業コンプライアンス上の注意点

固体廃棄物をめぐる今回の法改正は、生態文明形成の重視、固体廃棄物環境汚染防止の情勢の変化及び固体廃棄物関連違法行為に対する厳しい監督管理の姿勢を反映するもので、企業に対する環境保護の圧力は、今後ますます増大していくと予想されます。これと関連する法的リスクを可能な限り回避するためには、新固废法の関連細則の動向にも着目し、社内のリスクマネジメント体制を整備し、固体廃棄物環境保護コンプライアンスを徹底することが望まれ、具体的には、以下の諸点に注意を払う必要があります。

①固体廃棄物管理に関する社内規則の制定、担当部署・責任者の設置などの社内体制の整備、社員に対する啓発・教育養成などを通じて、法定代表者から末端の従業員に至る全社員において固体廃棄物管理コンプライアンスを徹底すること。

②環境保護評価、工事施工、正式生産開始前、日常生産経営など、固体廃棄物に関する各段階で負う各種の法的義務(例えば管理台帳の設置)を確実に履行し、これらあらゆる段階における管理を強化すること。

③固体廃棄物の日常管理におけるリスクを点検・是正する制度を確立し、定期的に専門的な審査・評価を受け、これにより判明した問題を速やかに解消すること。

④「2020年末固体廃棄物輸入ゼロ」との目標の下、中国税関による規制や固体廃棄物輸入特別取締活動が強化され、特に製錬生成物(スラグなど)、廃プラスチック、金属くずなどに対する監督管理がますます厳格化する中、固体廃棄物の輸入を行うことがないよう、その正確な識別にさらに注意すること^{注5}。

注1: この法律は1995年に初めて制定され、2004年における第1次改正の後、13年、15年及び16年の一部改正を経て、今回、15年ぶりの大改正となりました。

注2: 主に、是正命令、上限100万元の罰金、違法所得の没収、営業停止又は閉鎖の命令が定められています。

注3: 環境保護機関による是正命令、10万~100万元の罰金、違法所得の没収のほか、情状が重大な場合には、権限ある人民政府の許可に基づく営業停止又は閉鎖の命令となります。

注4: 中国伝染病予防法、医療廃棄物管理条例、医療衛生機関医療廃棄物管理弁法、医療廃棄物分類目録、医療廃棄物集中処分技術規範(試行)などが挙げられます。

注5: 税関監督管理の面において、近年、固体廃棄物に関する行政違反事件と密輸事件が多発しています。固体廃棄物の認定の複雑さが確かに存在していますが、輸出入企業が中国政府の固体廃棄物輸入に対する管理政策の変化を重要視していないのもその原因の一つであると考えられます。